

## 特定非営利活動法人生活支援センター２０７

# 人材育成方針

当法人における経営理念である「誰もが心豊かに暮らせるように」の実現を目指し、障害福祉の分野におけるサービス提供を行う特定非営利活動法人として、社会においてその役割を果たしていくため、社会人としての基本的な姿勢やマナー及び組織の一員としての協調性や行動力を身に付けると同時に、専門的な知識及び技術の習得や経験を積み重ねることで、対人援助職としての提供できるサービスレベルの向上を図り、次代を担う優れた福祉人材の育成に努めます。

## 人材育成の目的

当法人が提供している障害福祉サービスは対人援助職であり、利用者に対するサービス提供を行なうためには職員１人ひとりの支援に対する力量が求められます。また組織を運営していくためには利用者支援だけでなく、事業内における各職位及び職種間、あるいは利用者を地域で支える各関係機関の担当者との連携・連動を図ることも必要になります。

これまで当法人が地域において果たしてきた役割を継承し、更に発展させていく為にも、職位や職種、知識及び経験にあわせた組織的な人材育成を進めます。

## 当法人が求める人材像

### （１）職員に求めている人材像と役割

- ・常に利用者の気持ちを理解し、利用者の視点に立つという姿勢で支援を行えること。
- ・利用者１人ひとりの人格及び個性を尊重し、自分らしさを発揮できるように支援を行えること。
- ・自ら考え、そして実践できるバイタリティーを持った職員であること。

### （２）職員に期待すること

- ・日々の支援が地域福祉の向上に貢献しているという責任感とやりがいを持って働いてもらいたい。
- ・支援に必要な知識及び技術を習得し、また福祉職として求められる倫理観や人権意識を持ち続けられるか自己点検を行い、研鑽に励むという謙虚な姿勢を持ち続けてもらいたい。

## 新規採用者育成計画

新規採用者育成計画は、新規に採用した職員をいつまでに、何を、どのレベルまで育成するのか、入職から1年間における到達目標を設定して、どのように育成していくのか具体的な計画を立てて、計画に沿って育成を進めていきます。

### 正規職員

	育成目標	OJT	OFF-JT
4月末 (1か月後)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会人としての自覚を持つ</li> <li>・職場環境に慣れる</li> <li>・法人の理念や事業所の方針を理解する</li> <li>・障害福祉サービス等、制度の基本的知識を理解する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日次、週次の事業所のルーティンを覚える</li> <li>・利用者との関わりを通じて、理解を深める</li> <li>・業務日誌及び日別支援記録の入力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オリエンテーション 経営理念、就業規則、個人情報保護規程、研修計画</li> <li>・虐待防止及び身体拘束適正化研修(入職時)</li> </ul>
6月末 (3か月後)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的業務は指示を仰ぎながらできる</li> <li>・担当業務の流れを理解する</li> <li>・利用者と必要なコミュニケーションを図れる</li> <li>・危機管理対応を学ぶ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者との関わりを通じて、理解を深める</li> <li>・利用者の個別支援計画及びモニタリングの流れを理解する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務継続計画(感染症)訓練及び内部研修</li> <li>・虐待防止委員会に参加</li> </ul>
9月末 (6か月後)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的業務は自分の判断で行うことができる</li> <li>・担当業務における基本的な指示出しを行うことができる</li> <li>・利用者の状態の変化に気づき、対応できる</li> <li>・危機管理対応を学ぶ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別支援計画担当者会議に参加する</li> <li>・相談を受けたケースの個別支援記録を作成する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神保健福祉研修(外部研修/多摩総)</li> <li>・業務継続計画(災害時)訓練及び内部研修</li> </ul>
12月末 (9か月後)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・より高度な業務を他職員と役割分担して行うことができる</li> <li>・基本的な保護者対応や関係機関との対応、連携ができる</li> <li>・危機管理対応を学ぶ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別支援計画担当者会議に参加する</li> <li>・できる範囲で保護者及び関係者とのコミュニケーションを図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待防止権利擁護研修(事業所内)</li> <li>・苦情処理及びヒヤリハット報告事例を学ぶ</li> </ul>
3月 (12か月後)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援者として求められる基礎業務を実践することができる</li> <li>・利用者の特性にあわせた支援を行うことができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別支援計画担当者会議に参加する</li> <li>・相談を受けたケースの個別支援記録を作成し、他職員に周知できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導監査部からの集団指導の周知研修</li> <li>・障害福祉サービス事業所職員研修参加(外部期間)</li> </ul>

嘱託職員

	育成目標	OJT	OFF-JT
4月末 (1か月後)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会人としての自覚を持つ</li> <li>・職場環境に慣れる</li> <li>・法人の理念や事業所の方針を理解する</li> <li>・担当業務の基本的知識を理解する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日次、週次の事業所のルーティンを覚える</li> <li>・利用者との関わりを通じて、理解を深める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オリエンテーション 経営理念、就業規則、個人情報保護規程、研修計画</li> <li>・虐待防止及び身体拘束適正化研修(入職時)</li> </ul>
6月末 (3か月後)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的業務は指示を仰ぎながらできる</li> <li>・担当業務の流れを理解する</li> <li>・利用者に必要なコミュニケーションを図れる</li> <li>・危機管理対応を学ぶ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者との関わりを通じて、理解を深める</li> <li>・利用者の個別支援計画及びモニタリングの流れを理解する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務継続計画(感染症)訓練及び内部研修</li> </ul>
9月末 (6か月後)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的業務は自分の判断で行うことができる</li> <li>・担当業務における基本的な指示出しを行うことができる</li> <li>・利用者の状態の変化に気づき、対応できる</li> <li>・危機管理対応を学ぶ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別支援計画担当者会議に参加する</li> <li>・相談を受けたケースの個別支援記録を作成する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神保健福祉研修(外部研修/多摩総)</li> <li>・業務継続計画(災害時)訓練及び内部研修</li> </ul>
12月末 (9か月後)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・より高度な業務を他職員と役割分担して行うことができる</li> <li>・基本的な保護者対応や関係機関との対応、連携ができる</li> <li>・危機管理対応を学ぶ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別支援計画担当者会議に参加する</li> <li>・できる範囲で保護者及び関係者とのコミュニケーションを図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待防止権利擁護研修(事業所内)</li> <li>・苦情処理及びヒヤリハット報告事例を学ぶ</li> </ul>
3月 (12か月後)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援者として求められる基礎業務を実践することができる</li> <li>・利用者の特性にあわせた支援を行うことができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別支援計画担当者会議に参加する</li> <li>・相談を受けたケースの個別支援記録を作成し、他職員に周知できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導監査部からの集団指導の周知研修</li> <li>・障害福祉サービス事業所職員研修参加(外部期間)</li> </ul>